

ドイツ参審制度について

国際室嘱託・第一東京弁護士会会員

太田 穰 ● Ōta, Minoru

1 はじめに

2008年6月24日、日本弁護士連合会とドイツ連邦弁護士連合会(「ドイツ弁連」)との間の友好協定調印のために来訪したドイツ弁連アクセル・C・フィルグス会長をはじめとする役職者により、「刑事司法における名誉職裁判官(参審員)」について記念講演が行われた。参審制度は、法曹資格を有しない一般市民が、法曹資格を有する職業裁判官とともに裁判に関与し、事実認定および量刑のいずれにもかかわる制度であり、陪審制度とともに、国民の司法参加の一形態として、我が国にもその導入の可否の検討を含めて紹介されてきたことは周知のことである。しかし、ドイツ弁連の評価を踏まえた参審制度をここで改めて概観することはなお意味があると考え、取り上げることにした。以下は、上記講演の骨子である。

2 導入と評価

1879年、ドイツに初めて12名の陪審員から構成される陪審裁判が一時的に導入された。これに伴う陪審員席と裁判官席の峻別は、1924年に職業裁判官3名および参審員6名から混成されるいわゆる「参審員大法廷」(Großes Schöffengericht)の導入に伴い廃止され、1975年に以下に述べる現行の参審制度に変更された。参審員の刑事司法への参加は、民主主義の原理の具体化にとって重要かつ必然的なものである。参審制度は、判決が実際に「国民の名において」下されることを保障する。参審員の参加により、司法の国民への身近さと現実感が向上するために国民の認知性をも高めることができる。この一方で、参審員の刑事司法への参加は、裁判に対する不正な影響力の行使の可能性があるとい

た批判もある。しかしながら、ドイツ弁連は、参審制度こそが口頭主義・直接主義に基づく公平な裁判への信頼を基礎づけているものと考えている。

3 参審制度及び参審員の選任・権限義務

「参審裁判所」(Schöffengericht)は、区裁判所(日本の簡易裁判所と法務局を合体させたようなもの)の刑事裁判において、職業裁判官1名と参審員2名から構成される。地方裁判所の刑事小法廷(Kleine Strafkammer)では、区裁判所の判決に対する控訴となり、ここでは参審裁判所と同一の人員構成となる。他方、刑事大法廷(Große Strafkammer)では、参審員は、職業裁判官3名および参審員2名により原則として構成される地方裁判所を第1審とする刑事裁判に関与する。参審員の選任は地方公共団体が作成した推薦人名簿に基づいてこれを行う。参審員はドイツ国籍を有し25歳以上70歳未満の者になることができ、その任期は5年である。大都市では個人としての参審員の応募が少なく適任者の選択が十分になされなくなるため、ドイツ政府はドイツ全国で「参審員の日」というキャンペーンも実施した。正参審員と予備参審員は、選任後、各裁判所の各裁判官に配属される。予備参審員は正参審員に故障がある場合などに参審員としての職務を執行する。毎年始めに、職業裁判官が開廷の日数を決定し、くじにより各開廷日に参加する参審員が定められる。参審員の任務は公判から始まる。この時点から参審員は職業裁判官と対等となる。つまり参審員は独立であり、職業裁判官の指示に拘束されず、法にのみ従う。参審員には、職業裁判官と同様に、審理の秘密と中立性を守る義務がある。更に、公務員とみなされ、職業裁判官と同様の職務違反に対する刑事罰に服する。

4 参審員の公判への参加—特に記録閲覧権—

直接主義・口頭主義の原則に従い、参審員は

被告人、証人、鑑定人への質問権を有するが、ドイツで繰り返し議論されている論点は、参審員の記録閲覧権である。連邦最高裁判所の判例は、参審員の記録閲覧により口頭主義・直接主義が害され又はその虞があることを理由に、参審員の記録閲覧権を長く否定してきた。しかし、近時、この判例は部分的に変更されている。例えば、連邦最高裁判所は、公判における立証の理解を深めるために、参審員に対して、既に公判の対象とされ、書類に含まれている特定の証拠に関する記録の閲覧を許容すべきだと判断した。しかし、ドイツ弁連は、とりわけ捜査手続の記録に関して、参審員の一般的な記録閲覧権を認めることに反対している。なぜなら、口頭主義・直接主義の原則に従って公判手続で取り上げられた事項のみが判決の基礎とされるべきであって、参審員の役割は、公判を直接的に体験する中で、判決の基礎となる心証を形成することにあるからである。たしかに、事件の内容によっては、参審員に書類閲覧権を与えることで参審員の職務遂行を容易にすることができるのではないかという意見もあろう。公判で得た事柄の印象や知識に関する参審員の集中力および記憶力を強化することは重要なことであることは疑いが無い。しかし、これは公判前にその刑事事件に関する一定の情報を与え、また主任裁判官がしかるべき審理計画を立てることによって達成することも可能なはずである。更に、今日の技術では、公判の状況、特に被告人の発言、証人の証言、鑑定家による口頭での鑑定を再現する方法があるため、参審員の記憶力を効果的に補助することが可能になっている。反対に、書類内容から選択取得された知識は参審員の判断の中立性と公明正大さに悪影響を与える虞がある。そもそも参審員の裁判への参加は、刑事裁判の監督としての機能があり、公判に分かりやすさと透明性を与えることがその目的である。

書類により得た知識により偏見を抱く可能性がある職業裁判官の行為に対して、公判で得た知識のみで判断する参審員は、その行為を検討し是正することが期待されているのである。ドイツ弁連は、公判前の準備をより充実すること、主任裁判官が公判前および公判中のより効果的なカウンセリングを行うこと、そして定期的な教育を行うことなどにより、参審員の公判における職務遂行を補助し強化するべきであると考えている。

5 参審員による証拠評価

採用された証拠に基づいて判断するに際しては、弁論の全趣旨に即した自由心証に基づいて判断を行う。この際に必要な証拠の評価は事実を判断する者の独自の任務である。証拠の評価に際しては、裁判官の自由心証への法的規制はなく、自らの良心に従い、恣意的ではなく責任を持って疑問を克服し、ある事実に確信が持てるかどうか調査するのみである。このことは職業裁判官と参審員で選ぶところはなく、その意味で区別する必要はない。

6 職業裁判官および参審員による評決

判決において、参審員は職業裁判官と同一の票決権を有する。更に、刑事訴訟手続において、有罪か否かの判断や量刑において被告人にとって不利な判断には3分の2の多数意見が要件とされるため、参審員の意見が決定的な意味を持つこともあり得る。すなわち、参審員は、参審裁判所および刑事小法廷において、職業裁判官なしでも無罪判決・有罪判決を下すことができる。刑事大法廷においては、参審員には被告人にとって有利な阻止少数票を有する。つまり、ここでは、参審員の意見に反して被告人に有罪判決を下すことは不可能である。刑事弁護人としては、参審員が完全な票決権を有する裁判官であると認識した上で公判において弁護活動することが極めて重要になる。